

新型コロナウイルス対策のための期間限定の措置です！

自立支援医療費受給者証（精神通院医療）をお持ちの方へ
お持ちの受給者証の有効期間が自動延長されます

新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、更新手続きのため診断書等の取得のみを目的とした受診を回避するため、以下のとおり、**有効期間の終了日が延長されます。**

【対象者】 ①②をどちらも満たす方

- ① 現在**自立支援医療費受給者証（精神通院医療）**をお持ちの方
- ② 自立支援医療費受給者証の**有効期間の終了日**が
令和2年3月1日～令和3年2月28日までの方

- ☞ お手持ちの**受給者証の有効期間の終了日**が、自動的に **1年間に限り、延長**されます。**更新手続きは不要**です。
- ☞ 有効期間の終了日が読み替えになりますので、お手持ちの受給者証をそのままご利用いただけます。（詳しくは裏面をご覧ください。）
- ☞ すでに更新手続きが完了している場合は、特に対応は必要ありません。
- ☞ **変更手続きは従来どおり必要**です。
(住所・保険・自己負担上限額、医療機関等の変更)

【お問い合わせ】

ご不明な点等ございましたら、お住まいの市町村担当課にお問い合わせください。

奈良県医療政策局 疾病対策課
奈良県精神保健福祉センター

(裏面もご参照ください。)

★お手持ちの受給者証の見方

有効期間の読み替え（例）

適用前		適用後（読み替えて下さい）	
令和元年 4月 1日	～ 令和2年 3月 31日	～ <u>令和3年</u> 3月 31日	
令和元年 5月 1日	～ 令和2年 4月 30日	～ <u>令和3年</u> 4月 30日	
令和元年 6月 1日	～ 令和2年 5月 31日	～ <u>令和3年</u> 5月 31日	
令和元年 7月 1日	～ 令和2年 6月 30日	～ <u>令和3年</u> 6月 30日	
令和元年 8月 1日	～ 令和2年 7月 31日	～ <u>令和3年</u> 7月 31日	
令和元年 9月 1日	～ 令和2年 8月 31日	～ <u>令和3年</u> 8月 31日	
令和元年 10月 1日	～ 令和2年 9月 30日	～ <u>令和3年</u> 9月 30日	
令和元年 11月 1日	～ 令和2年 10月 31日	～ <u>令和3年</u> 10月 31日	
令和元年 12月 1日	～ 令和2年 11月 30日	～ <u>令和3年</u> 11月 30日	
令和2年 1月 1日	～ 令和2年 12月 31日	～ <u>令和3年</u> 12月 31日	
令和2年 2月 1日	～ 令和3年 1月 31日	～ <u>令和4年</u> 1月 31日	
令和2年 3月 1日	～ 令和3年 2月 28日	～ <u>令和4年</u> 2月 28日	

※ 有効期間の終了日が上記となっている受給者証をお持ちの方は、今回に限り更新手続きなく受給者証をご利用いただけます。